

【アルバイト制限基準】

本学では、「学業との両立」「健康管理」「事故の防止」等、教育的見地から、紹介する職種や労働条件に次のような一定の制限基準を設け、学生にふさわしいアルバイトを紹介できるよう努めています。

区分	主 な 制 限 内 容
職 種	<ul style="list-style-type: none"> ①車・バイクの運転、機械の操作、交通頻繁な路上、建築現場、高所での作業・警備など危険を伴うもの ②土木、水道工事等の穴掘り・重量物の運搬など重労働を伴うもの ③高温度、低温度の作業・有害な薬物の扱いなど人体に有害なもの ④ビラ配り・ポスター貼り・外交販売・勧誘・集金・ギャンブル場、風俗営業店、露天等での作業・場所・席順取りなど教育的見地から好ましくないもの ⑤選挙応援に関するもの ⑥ベビーシッター・介護付添・介護事業に関するもの ⑦ビーチ・プールの管理人等、人命にかかわる事が予想されるもの
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ①22時以降の業務 ②法令上問題があるもの（労働基準法等） ③労働争議に介入するおそれのある事務所、営利職業斡旋業者への紹介など法令に違反するもの ④労災保険に未加入の企業（家庭教師等は除く） ⑤出来高払い・幅のある賃金・不明確な勤務時間など雇用条件が不安定なもの ⑥労働条件が不明確なもの ⑦登録制のもの、または人材派遣事業に関するもの ⑧個人の用務に関する業務 ⑨その他、大学が特に好ましくないと判断される業務

※ 制限内容に抵触するような求人については、本学側の判断により掲示しない場合もありますのでご了承ください。